

環創水 第 1578 号  
平成 24 年 3 月 30 日

事業者 各位

横浜市環境創造局長

水質汚濁防止法等の一部改正について（通知）

日ごろから、横浜市の環境保全行政の推進にご協力いただきありがとうございます。  
さて、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 71 号。以下、「改正法」という。）が平成 23 年 6 月 14 日成立、6 月 22 日に公布され、平成 24 年 6 月 1 日より施行されますのでお知らせします。

同法により、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。

これにより、対象施設が拡大され、当該施設の構造、設備及び使用の方法に関して新たに届出が必要な事業場があります。（資料等を参照）

つきましては、事業者各位におかれましては改正の趣旨をご理解のうえ適切な対応をお願いいたします。

**なお、届出様式については、本市ホームページに公開いたします。（4 月下旬予定）**

・添付資料等

資 料 水質汚濁防止法の一部改正について

参考 1 「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」（「改正法」）について

参考 2 「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」について

・関連ホームページアドレス

本市水質汚濁防止法ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kisei/suidaku/>

水質汚濁防止法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0138.html>

水質汚濁防止法の一部を改正する法律新旧対照条文

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012/mat2-01.pdf>

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012/mat2-02.pdf>

「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15020>

問合わせ先

横浜市環境創造局水・土壌環境課

水質担当

TEL 045-671-2488、2489

E-mail [ks-mizu@city.yokohama.jp](mailto:ks-mizu@city.yokohama.jp)

## 水質汚濁防止法の一部改正について

・・・・・・・・・・・・・・・・事業場の方々の届出等について・・・・・・・・・・・・・・・・

地下水汚染の効果的な未然防止を図るため「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」（平成23年法律第71号 以下、「改正法」という。）が平成24年6月1日に施行され、水質汚濁防止法（以下、「水濁法」という。）が改正されます。（改正後の水濁法を「改正水濁法」とします。）

改正に伴い対象施設が拡大され、当該施設の構造、設備及び使用の方法に関して新たに届出が必要な事業場があります。

### ●対象施設の届出について（改正水濁法第5条第3項関係）

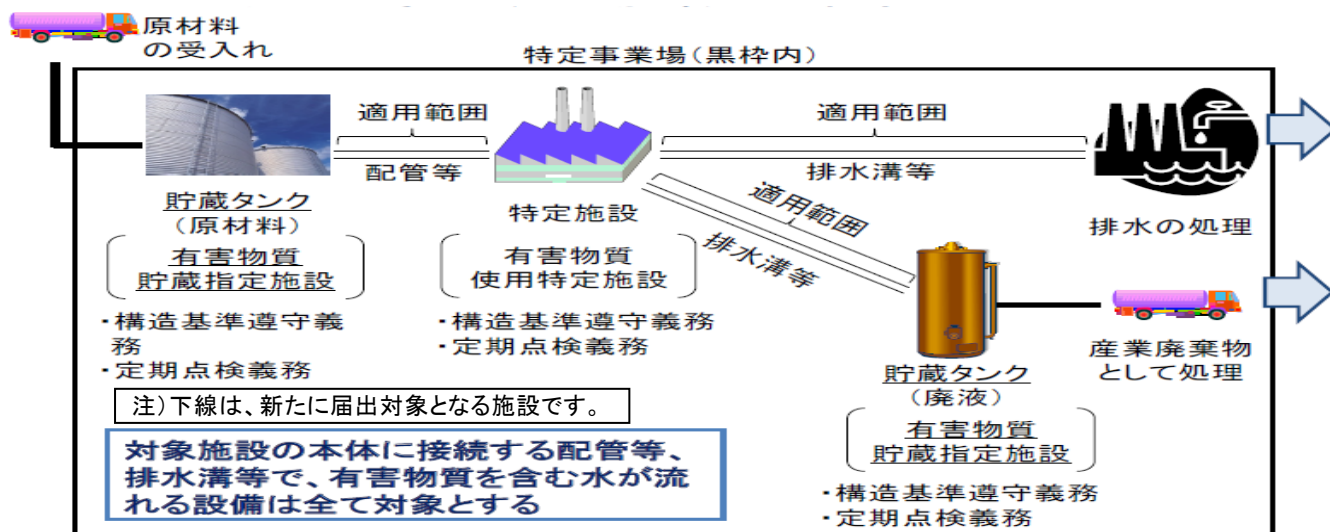
「有害物質貯蔵指定施設」（有害物質を含む液体を貯蔵する施設）を設置しようとするとき、又は公共用水域に排出しない事業場に「有害物質使用特定施設」を設置しようとするときは、今回の改正より届出が必要となります。

特に改正水濁法の施行時、下表に示すとおり既に設置されている「有害物質使用特定施設（下水道合流区域の事業場に設置）」及び「有害物質貯蔵指定施設」については、平成24年6月1日から6月30日までに環境創造局水・土壌環境課（水質担当）に届出をしていただくこととなります。（改正法附則第3条）

施設	施設の種類	水濁法	改正水濁法	届出時期
新設	有害物質使用特定施設 (公共用水域、下水道分流区域)	対象	対象	新設時
	<b>有害物質使用特定施設 (下水道合流区域)</b>	対象外	<b>対象</b>	新設時
	有害物質貯蔵指定施設	対象外	<b>対象</b>	新設時
既設	有害物質使用特定施設 (公共用水域、下水道分流区域)	対象	対象	届出不要(変更時に届出)
	<b>有害物質使用特定施設 (下水道合流区域)</b>	対象外	<b>対象</b>	<b>平成24年6月30日までに</b>
	<b>有害物質貯蔵指定施設</b>	対象外	<b>対象</b>	<b>平成24年6月30日までに</b>

### ●対象施設の適用範囲と義務規定について（改正水濁法第12条の4、第14条第5項関係）

「有害物質使用特定施設」及び「有害物質貯蔵指定施設」の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。



当該施設を設置している事業者は、施設及び施設の周囲を構造等の基準に適合させる必要があります。

ただし、既設の施設は、平成27年5月31日まで構造等の基準は適用されません（改正法附則第4条）

施設	構造基準等
新設	・新設時にA基準に適合
既設	・施行後3年以内にB基準（又はA基準）に適合 ・平成24年6月以降、B基準（又はA基準）に適合するまでの間は、C基準による定期点検が必要

A基準：新設を対象とした措置

新設を対象とした構造等の基準とそれに応じた点検の組合せ

B基準：既設を対象とした措置

既設を対象とし、構造等の基準をA基準より緩和し点検頻度、漏洩検知方法を充実させる。

C基準：既設の猶予期間中の措置

既設を対象とし、B基準より点検頻度、漏洩検知方法を充実させる。

定期点検義務の適用では、有害物質使用特定施設等の設置者が行わなければならない定期点検の方法、その結果の記録及び保存は、次のように規定しています。

- ・定期点検結果の記録は、点検した日から起算して3年間保存しなければならない。
- ・有害物質使用特定施設等、点検年月日、点検の方法及び結果、点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名、点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容を記録することとしています。

環境省では、構造、設備及び使用の方法に関する基準及び定期点検の方法を中心に、新たな規定の対象となる事業者や業界団体の皆様に分かりやすく解説することを目的に「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」を策定しました。

詳しくは、下記のホームページをご参照ください。

○「改正水質汚濁防止法全国説明会の開催について」（環境省）

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

#### <参考>

有害物質について

平成24年3月29日現在、下記に示す有害物質が対象です。

- |    |                     |    |                                    |
|----|---------------------|----|------------------------------------|
| 1  | カドミウム及びその化合物        | 14 | 1,1-ジクロロエチレン                       |
| 2  | シアン化合物              | 15 | シス-1,2-ジクロロエチレン                    |
| 3  | 有機りん化合物             | 16 | 1,1,1-トリクロロエタン                     |
| 4  | 鉛及びその化合物            | 17 | 1,1,2-トリクロロエタン                     |
| 5  | 六価クロム化合物            | 18 | 1,3-ジクロロプロペン                       |
| 6  | 砒素及びその化合物           | 19 | チラウム                               |
| 7  | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 20 | シマジン                               |
| 8  | ポリ塩化ビフェニル           | 21 | チオベンカルブ                            |
| 9  | トリクロロエチレン           | 22 | ベンゼン                               |
| 10 | テトラクロロエチレン          | 23 | セレン及びその化合物                         |
| 11 | ジクロロメタン             | 24 | ほう素及びその化合物                         |
| 12 | 四塩化炭素               | 25 | ふっ素及びその化合物                         |
| 13 | 1,2-ジクロロエタン         | 26 | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物<br>および硝酸化合物 |

問合せ先

横浜市環境創造局 水・土壌環境課（水質担当）

045-671-2488、2489

「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 71 号)について

1 改正の趣旨

地下水は一般に水質が良好で、水温の変化が少ないこと等から、我が国では、身近にある貴重な淡水資源として広く利用されてきました。現在でも、都市用水(生活用水及び工場用水)の使用量のうち約 25%を占めている(平成 19 年度)ほか、災害時等緊急時の水源としても重要です。

しかしながら、近年の調査によって、工場又は事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認され、その中には、事業場等の周辺住民が利用する井戸水から検出された例もあることが判明しました。

これらは、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による有害な物質の漏えいが原因の大半でした。

一方、地下水は、いったん汚染されると多くの場合は回復が困難なため、汚染を未然に防止することが非常に重要です。

このような現状にかんがみ、地下水汚染の効果的な未然防止を図るため、「水質汚濁防止法」の一部を改正するものです。

2 法律の概要

(1) 有害物質を貯蔵する施設の設置者等についての届出規定の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等についての届出を義務付けるものとする。

(2) 基準遵守義務の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等(※)は、有害物質による地下水の汚染の未然防止を図るため、構造等に関する基準を遵守しなければならないこととする。

(※) 有害物質を貯蔵する施設(有害物質貯蔵指定施設)及び有害物質使用特定施設(特定地下浸透水を浸透させる者を除く。)の設置者が(2)～(4)の措置の対象。

(3) 基準遵守義務違反時の改善命令の創設

[1] 計画変更命令等

都道府県知事は、届出があった場合、当該施設が基準に適合していないと認めるときは、構造等に関する計画の変更または廃止を命ずることができることとする。

[2] 改善命令

都道府県知事は、有害物質を貯蔵する施設の設置者等が、構造等に関する基準を遵守していないと認めるときは、構造等の改善、施設の使用の一時停止を命ずることができることとする。

なお、既存施設については、(2)と(3)の適用は、施行後3年間猶予する。

(4) 定期点検義務の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等に対し、定期的にその施設の構造等を点検し、その点検結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けることとする。

3 施行期日

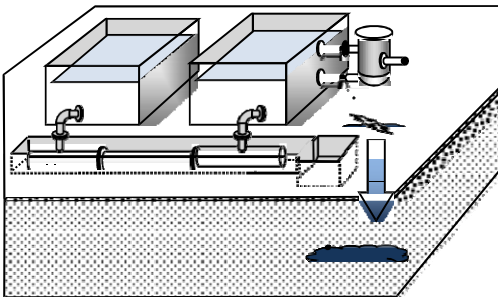
平成 24 年 6 月 1 日

# 改正の背景

- 昨今の調査によって、工場又は事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認され、その中には、事業場等の周辺住民が利用する井戸水から検出された例もあることが判明。
- これらは、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による漏えいが原因の大半。
- 地下水は都市用水の約25%を占める貴重な淡水資源。一方、地下水汚染は、地下における水の移動経路が複雑であるため、原因者の特定が難しく、自然の浄化作用による水質の改善が期待できないこと等から一度汚染すると回復が困難。

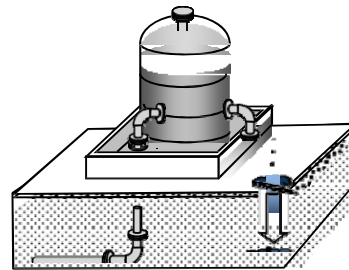
## 地下水汚染の未然防止のための実効ある取組の推進を図る必要

### 【地下水汚染事例1】 生産設備



◆平成19年、金属製品製造工場で、溶液槽の配管つなぎ目が劣化し、六価クロムが漏えいし、床面の亀裂から浸透

### 【地下水汚染事例2】 貯蔵設備



◆平成13年、輸送用機械器具製造工場で、トリクロロエチレンの貯蔵タンクへの移し替え作業による地下水汚染が判明

周辺井戸から検出。自治体は、井戸所有者に飲用中止を指導

#### (1) 対象施設の拡大

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造等について、都道府県知事等に事前に届け出なければならないこととする。

#### (2) 構造等に関する基準遵守義務等

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならないこととする。また、都道府県知事等は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ命令できることとする。

#### (3) 定期点検の義務の創設

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期に点検しなければならないこととする。

○ 工場・事業場における有害物質の非意図的な漏えいや床面等からの地下浸透を防止

「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 24 年環境省令第 3 号)について

## 1 改正の趣旨

地下水汚染の効果的な未然防止を図るための「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が平成 24 年 6 月 1 日に施行されるに伴い、環境省令で定めることとされた有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設(以下「有害物質使用特定施設等」という。)に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準(以下「構造等に関する基準」という。)並びに定期点検の方法について規定するとともに、その他の必要な改正を行うものです。

## 2 省令の概要

### (1) 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準について

- ・有害物質使用特定施設等の設置場所の床面及び周囲
- ・有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する設備(配管等及び排水溝等)
- ・有害物質使用特定施設等のうち地下貯蔵施設本体
- ・有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転(使用の方法)

について、基準を設定しています。

有害物質を含む水の地下への浸透を効果的に未然防止できるよう、改正法の施行後に新たに設置される施設(以下「新設の施設」という。)に係る構造等に関する基準に加え、改正法の施行の際に既に設置されている施設(設置の工事を行っているものも含む。以下「既設の施設」という。)については、実施可能性にも配慮した基準を規定するとともに、既設の施設に対しては、改正法の施行後 3 年間は構造等に関する基準の適用が猶予されることから、当該期間に関して必要な定期点検の方法を定めています。

具体的には、施行規則において次の 3 つの水準の措置を設けています。

- ・新設の施設を対象とした措置(第 8 条の 2 から第 8 条の 7)
- ・既設の施設を対象とした措置(附則第 3 条から第 6 条)
- ・既設の施設について改正法の施行の日から 3 年間に適用できる措置(附則第 8 条)

○新設の施設：改正法の施行の日以降、新設の施設を対象とした基準のみを適用

○既設の施設：改正法の施行の日から 3 年を経過する日以降、新設の施設を対象とした基準又は既設の施設を対象とした基準のいずれかを適用

### (2) 有害物質使用特定施設等に係る定期点検の方法について

有害物質使用特定施設等の設置者が行わなければならない定期点検の方法、その結果の記録及び保存について規定しています。

定期点検結果の記録は、点検した日から起算して 3 年間保存しなければならないこととし、具体的には、

- ・点検を行った有害物質使用特定施設等
- ・点検年月日
- ・点検の方法及び結果
- ・点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ・点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容を記録することとしています。(第 9 条の 2 の 2、第 9 条の 2 の 3)

### (3) 改正後の水質汚濁防止法第 5 条第 3 項第 6 号の環境省令で定める事項について

有害物質使用特定施設等を設置しようとする者が届け出なければならない事項として、有害物質使用特定施設にあつてはその施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあつてはその施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統を定めています。

(4) 有害物質貯蔵指定施設等に関する届出等について

改正後の水質汚濁防止法第5条から第7条、第10条及び第11条において、有害物質貯蔵指定施設が新たに位置づけられたことに伴い、施行規則第3条第4項、第6条及び第7条中に「第5条第3項」を追加し、有害物質貯蔵指定施設等について定められた様式によって届け出ること、受理書を交付すること、氏名の変更等を届け出ることを規定しています。また、様式についても、有害物質貯蔵指定施設等に対応するための必要な修正を行っています。

(5) 有害物質貯蔵指定事業場に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令について

改正法により、新たに第14条の3として地下水の水質の浄化に係る措置命令等の対象に有害物質貯蔵指定事業場(有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場)が追加されたことに伴い、施行規則第9条の3に「有害物質貯蔵指定事業場」を追加しています。

3 施行日

平成24年6月1日(改正法の施行の日)